

## 議会基本条例に関する検証検討状況報告

平成23年6月24日に設置された本プロジェクト会議において、これまで計9回の検討を行い、三重県議会基本条例の検証に当たり検討すべき事項のうち、優先的に議論すべき項目に係る検討結果の概要は以下のとおりです。

平成24年3月16日

議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議

座長 竹上 真人

## 検討項目一覧表

番号は検討項目の連番、 付き番号は優先検討項目の連番

番号	優先	項目	概要	備考
1		最高法規	議会基本条例が議会の最高法規である旨を前文等で記載	
2		用語の定義	知事等 委員会等 会派など	
3		議決責任	議会又は議員の議決責任を規定	
4		政策形成	政策形成についても規定	
5		議場での質疑等の方法	対面演壇方式に限らず選択制に	
6		議会運営の原則	公平性 公正性 透明性も規定	
7		正副議長立候補者の所信表明の会場	本会議場で行い議事録を残す	
8		議会と知事の役割	自治法に定められた各役割(議決権 執行権等)を規定	
9		質問趣旨確認(反問権) 議会と知事との協議	事前通告制のない会議で論点整理のため質問趣旨確認権を付与 議提議案に関し、知事が意見を述べる機会を設ける	会期プロジェクト会議で検討
10		議会の説明責任	第6章「県民との関係」に位置付ける	
11		議会報告会等	議会報告会や意見交換会などを規定	広聴広報会議で検討
12		議会活動の評価・理解	議会活動の評価・理解の深度を多様な手段で的確に把握する旨規定	
13		請願者の意見陳述機会	委員会の公式の場でも希望があれば請願	議会運営委員会で検討

		の保障	者に意見陳述機会を保障	
14		議案に対する賛否公開	既に実施している議案に対する各議員の賛否状況の公開を規定	

番号	優先	項目	概要	備考
15		議長定例記者会見	議長による情報発信を恒久的に実施する旨規定	
16		委員会資料の事前公開	既に実施している委員会資料の事前公開を規定	
17		附属機関、調査機関、検討会等	自治法 100 条の 2(専門的知見の活用)との整合性を図り、12～14 条を整理統合	
18		附属機関の調査対象	県政の課題に関して審査、諮問、調査できるように規定	
19		附属機関委員の身分等	附属機関委員の身分や待遇等を規定	
20		会期制	通年制議会等について再度規定	会期プロジェクト会議で検討
21		議員定数や選挙区、議員報酬	議員定数や選挙区、議員報酬の在り方や考え方を規定	議員報酬等調査会で検討
22		会派	会派の役割(議員の支援等)を規定	
23		議会事務局	議会に政策担当秘書や議長補佐役の職を設置。事務局の増強	
24		知事等に対する資料提出等の要求	知事等執行部に対し資料提出の要求や書面による意見開陳等を要求	
25		意見書提出及び決議	自治法 99 条の意見書提出や、決議による議会の意思表明を規定	
26		議員活動の明確化	議員活動を規定し明確化を図る	議員報酬等調査会で検討
27		議会機能の強化	第6条に包含し当該条項を削除	
28		議員間討議の充実	充実した議員間討議の仕組み導入	
29		政務調査費	議員活動の基盤強化や充実のためである旨を規定	議員報酬等調査会で検討
30		交流・連携の推進	1つの条文とし改革の方向を強調、海外の自治体議会との交流を規定	
31		議員連盟	条例で規定	
32		議決事件の追加	自治法96条2項の議決すべき事件を規定	
33		住民投票	議決権限に属する重要な政策課題について議会が住民投票を実施	
34		予算の確保	必要な予算を確保	

## 各項目の検討状況

優先検討項目に係るもののみ掲載。

各項目の（ ）書きは、三重県議会基本条例に該当又は関連する条文を明記。

### 1 最高法規（規定なし）

#### < 課題提起 >

三重県議会基本条例が、議会における最高規範であることを、前文等において明記すべきである。他県では、議会基本条例を最高規範として位置づけているものがあり、本県でもそのように位置づけを明らかにし、議会の姿勢を示すことは良いのではないか。

#### < 結論 >

条例上又は他の方法によって議会基本条例を最高規範と位置付けることはしないこととする。

#### < 有識者意見 >

・議会基本条例自体が宣言的な意味合いも強く有しており、世論を喚起する意味合いでの宣言性について、もう少し検討してもよいのではないか。

#### < 主な意見 >

- ・議会基本条例を議会における最高規範等と位置付けることや、他条例の新規制定に当たって議会基本条例の趣旨を尊重するといったことは、法秩序の構成原理（後法優先の原理及び特別法優先の原理）等に鑑み、無理があると考えられる。
- ・他県の議会基本条例が議会の最高規範等と規定しているのは宣言的な意味であると考えられるが、あえてこれを明記するという立法事実を検討するに当たり、議会基本条例は、議会運営の基本原則を定めたものであるということで必要十分である。
- ・例えば、議会の姿勢として議会基本条例を「最高法規」等と位置づけるのであれば、附帯決議などで意思表示するといった方法も考えられるが、あくまで宣言的なものである。

### 3 議決責任（第7条関係） 条文修正

#### < 課題提起 >

議員の立場で議決したことについて当然議決責任は伴うものであり、議会又は議員の議決責任について、条例で規定すべきである。

#### < 結論 >

議会としての責任について、第7条の規定に「議決責任を深く認識し、」の文言を追加する。なお、議決責任の具体的な内容については、逐条解説に記載する。

#### 【修正条文案】

（議会の説明責任）

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

**【逐条解説案】**

- ・議決についての議会の責任には、決定した事項をフォローアップする意味での執行監視、評価の責任がある。また、争点を形成して論点を明らかにし、意思決定をするという、決定過程の質についての責任がある。
- ・議会には執行権がないため、法的な賠償責任はない。  
なお、議決についての議員の責任には、社会的、道義的、政治的責任がある。

<有識者意見>

- ・議決責任には、決定内容の適切さについての議員の政治的責任及び道義的責任がある。当然ながら、反対した議員は可決された政策の内容に責任を負わない。また、議会には、執行監視や評価の責任（フォローアップする責任）、論点や争点を発見し公開する決定過程の質についての責任がある。
- ・議会基本条例において議会の責任を宣言するのは、道義的、社会的、政治的な責任を明確にするという意味から大いに意義のあることであり、責任を果たそうとする姿勢にもつながる。
- ・議会の議決は、地方公共団体としての意思決定であり、議決責任というのは地方公共団体の責任と考えられる。

<主な意見>

- ・道義的、社会的、政治的責任があると条例で規定しても、訓示的なものにしかならないが、議論の証としてまた後世に残すのであれば、具体的に書くべきである。
- ・議決したものを執行せしめる（フォローアップ）という議会としての役割、責任を説明責任に含めて書き込んでどうか。
- ・フォローする責任、意思決定の質や論点の明確化という言葉も入れるべきである。
- ・社会的、道義的、政治的な責任を議会は有するという宣言的な部分まで、逐条解説に書き入れるのはそぐわない。
- ・条文で議決責任としか書かないのであれば、逐条解説で具体的な内容を書くべきである。
- ・議案に反対した議員は、責任を負う必要がないということも説明する必要がある。
- ・議員や議会が当然に有する責任であり、改めて条例に書き込む必要はない。
- ・議会には執行権がないので、法的な賠償責任はないとされているが、議決責任を明文化することで、訴えられやすくなるという課題がある。

4 政策形成（第3条第3号、第10条関係）

<課題提起>

政策立案又は政策提言の過程である政策形成について、条例で規定するべきであ

る。議会の重要な機能として政策形成機能が求められており、この機能を向上させて立法機能や監視機能と同程度に位置付けていくことが、次のステップにつながると考えられる。

< 結論 >

有識者の意見によると、政策形成は「政策に対する諸々の影響力によって、結果的にある形に成っていくという引いた視点から客観視する概念」である一方、政策立案は「政策をデザインする主体としての能動性を前提とする概念」であるということ踏まえ、議会が主体的、積極的に政策を作っていくことが重要であることから、現在の議会基本条例で規定されている「政策立案、政策提言等を積極的に行う」という規定のままとする。

< 主な意見 >

- ・有識者の解説により、結論は得られた。

## 8 議会と知事の役割（第8条関係） 条文修正

< 課題提起 >

議会の議決権及び知事等の執行権という双方の役割を条例で規定するべきである。明確に互いの役割を明記した上で、二元代表による緊張ある関係と規定した方が良い。

< 結論 >

「知事等と常に緊張ある関係を構築」という条文の意味は、常に対立関係にあるというのではなく、互いに切磋琢磨するという意味であることから、現行の条文のとおりとする。

なお、二元代表制は機関対立主義を基本としながらも、議会と長の権限を融合的に設計されているため、議会の議決権及び知事の執行権という関係性の整理だけでは曖昧であることから、政治的正統性を有する合議体特有の役割を明記することとし、第8条第2項の規定に、「合議制の議決機関としての独自性を生かし」の文言を追加する。

### 【修正条文案】

（知事等との関係の基本原則）

第8条

2 議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

### 【逐条解説案】

議会は、政治的正統性を持っている合議体であり、議会の議論を通じて、政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有する。

< 有識者意見 >

- ・日本の二代表制は、権力分立の純粹型の制度設計にはなっておらず、行政と議事機関との関わりは非常にオーバーラップしているため、「議会の議決権」と「知事の執行権」と単純化することで、落ちてしまう論点が増える恐れがある。
- ・むしろ、政治的正当性を持っている合議体が有している権能を明記した方が良い。例えば、政策の論点、争点を議会の議論を通して明示して世論形成をすることができ、民主的な意思決定を行うことができる。(争点形成、論点明示機能)
- ・執行機関は議会の権限に配慮する、逆に議会は執行機関の権限に敬意を払い配慮するということが重要で、何らかの規定ができないか。

< 主な意見 >

- ・「常に緊張ある関係」という表現だと、何か刺々しく張り合っているように感じるため、「緊張ある適切な関係」とすべきではないか。
- ・「緊張ある」という言葉は、これまで何でもかんでも知事追認型の議会であったという反省のもとに、議会の中では与野党を作らずに、知事に対して是々非々でいくという緊張感を持っていこうという意味であり、書き換える必要はない。
- ・「緊張ある」の中には、「緊張ある友好関係」も含まれていると理解している。
- ・「敬意と配慮」という考え方は理解できるが、あえて議会の側から言葉にまでする必要はない。
- ・議会の独自性の特徴を生かすというのを入れるのはよい。
- ・議会の独自性の具体的内容については、逐条解説に譲ればよい。

9 -1 質問趣旨確認(反問権)(第8条関係)

< 課題提起 >

予算決算常任委員会やその他の各常任委員会など質問等の事前通告が行われない会議において、知事等執行部が委員長等の許可を得て答弁に必要な範囲内で、又は論点を整理するために質問等の趣旨を確認することができる規定を設けるべきである。

通告制のある本会議においては、反問権の付与は不要と考えるが、仮に、反問権の付与について検討するのであれば、所要の条件や環境の整備を図る必要がある。

< 結論 >

質問趣旨確認(反問権)は、議会基本条例には規定しない。

知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかどうかについて、議会運営委員会において検討してもらう。

< 有識者意見 >

- ・質問趣旨確認に限定した反問権であれば、条例にわざわざ書き込む必要はない。申し合わせや会議規則の中で確認をしておけば済む。
- ・質問に答える関係ではない政策の議論ができる場を設けるのであれば、一考の余地

がある。

< 主な意見 >

- ・ 質問確認権は、そもそも執行部が持っているものであって、議会でどうこう言うことではないので、あえて規定する必要もないし、事実そういう運用がなされている。
- ・ 議会の体制と執行部の体制が全く違い、発言通告まで求められている中で、反問権は一切認めものではない。

執行部にそもそも反問権（質問趣旨確認）があるとする委員は9人中7人

- ・ いたずらに執行部側の権利として「反問権」や「質問趣旨確認」等を明記するのではなく、執行部がその議論のやり取りの中で判断して、確認したい時にすればよい。
- ・ 質問的確認権をわざわざ議会基本条例に定める必要はない。

## 9 -2 議会と知事との協議（規定なし）

< 課題提起 >

議提議案に関しては、知事も参加して自分の主張を述べる機会を設ける仕組みがあるべきではないか。

< 結論 >

会期に関する検討プロジェクトチーム（平成19年6月設置）において検討した結果、「協議の場の設置については、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。」としており、常設とはしない。

< 会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討結果 >

- ・ 意見なし

## 17 - 1 附属機関、調査機関及び検討会等（第12条、第13条及び第14条関係）

< 課題提起 >

第13条の規定に基づく調査機関は、地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用の一類型である旨を条例で規定し、整合性を図るべきである。

< 結論 >

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

< 主な意見 >

- ・ 議員報酬等については調査機関で議論しているが、これは広い意味では県政の課題にも成り得ることや、附属機関だと設置条例を作成している間がないという経緯があった。
- ・ 議員報酬（議会活動）を県政の課題の一部であると解釈するのであれば、第12条は要らないのではないか。
- ・ 基本条例第12条、第13条、第14条は、三重県議会の議会改革のシンボリックな条文であり、先人の努力の証である。

18 - 2附属機関の調査対象（第12条関係）

< 課題提起 >

現状として、附属機関においては「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができないが、調査機関や検討会等においては「県政の課題」に関して調査することができる。今後、附属機関が、「県政の課題」に関して審査、諮問又は調査することができるよう条例で規定するべきである。

< 結論 >

条例制定時の議論の経緯もあり、現行どおりとする。

< 主な意見 >

- ・県政一般の課題に関しては、丸投げするのは良くない。これを議論するのは議会であり、附属機関に諮問するのは、議会活動制度の見直しなど議会内部的なものが対象になるのではないか。

19 - 3附属機関委員の身分等（第12条関係）

< 課題提起 >

附属機関の委員の身分や待遇等について、条例で規定するべきである。

< 結論 >

条文は変更しないが、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱う。

< 有識者意見 >

- ・附属機関の性質からすると、委員の身分は非常勤の公務員ということになる。公務災害など委員の身分にかかわる問題を考えていけば、附属機関として適正に取り扱うことが望ましい。したがって、報償費ではなく報酬ということにならざるを得ない。
- ・執行機関の場合、特別職非常勤職員の報酬に関する条例を定めており、議会の側でも同様の条例を用意する必要がある。報酬条例を設ければ議会の姿勢は鮮明になる。
- ・附属機関の性質に照らすと、地方公務員法第3条3項2号の条文（法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの）を素直に読めば、非常勤特別職の公務員に当てはまる。これを前提に、個別の附属機関設置の際に、その委員に対する報酬支給の条例を制定すればよい。
- ・議会の附属機関とその委員の身分については、法律が想定していない領域であるが、条例に基づいて執行機関と同様の機関を議会に設置し、その委員を特別職非常勤公務員と見ることは、目的や趣旨、効果において矛盾や衝突はない。
- ・他県議会の附属機関として議会の情報公開審査会を設置している例があるが、この場合、執行機関側にも同様の審査会があり、機能や委員の職責において実質的な差が無いとすれば、その委員の身分や報酬について法的な差を付ける積極的な理由はない。



< 主な意見 >

- ・ 議会基本条例第 12 条第 2 項で、「構成員については、非常勤特別職とし、報酬を支払うものとする」と規定してはどうか。
- ・ 第 12 条だけ具体的なことを規定すると、第 13 条や第 14 条は「議長が別に定める」としており、バランスが崩れるので、個別条例で対応すればよい。
- ・ 非常勤特別職と身分を明らかにすれば、報酬のことについては書かなくてもよいのではないか。

21 議員定数及び選挙区、議員報酬等（規定なし） 条文一部追加

< 課題提起 >

県民の意思を的確に示すことができるよう、議員定数や選挙区の在り方について不断の見直しを行うといった姿勢を、議会基本条例で示す必要がある。

議員報酬等について、議員の存在意義等を踏まえ、広義の議員活動の対価であるといったことを基本条例で明記する必要がある。

< 結論（一部保留） >

「議員の定数及び選挙区」の関係については、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行う旨を条例に盛り込んでいくこととする。

「議員報酬及び費用弁償等」については、議論に必要な資料を収集整理の上、引き続き検討していく。

**【追加条文案】**

（議員の定数及び選挙区）

第 条 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

章の位置づけは「議会運営の原則」「議会の機能の強化」「議会改革の推進」などが考えられる。

< 有識者意見 >

- ・ 議員定数及び選挙区について、第三者的に見ても公平、公正な選挙ができるような規定の仕方が必要。

< 主な意見 >

- ・ 議員の定数条例や報酬に対する議会の意思や姿勢を示す必要性がある。
- ・ 「別途条例で定める」というような書き込みではなく、理念を表す表現にすべき。

24 知事等に対する文書質問制度、資料提出要求制度（第 9 条関係） 条文追加

< 課題提起 >

議会が必要と認める場合や議長が承認する場合において、知事等執行部に対して

資料の提出の要求や書面による意見の開陳、説明等を求めることができるよう条例で規定するべきである。

なお、この規定の新設に当たっては、地方自治法第 100 条の規定に基づく調査権や、知事等執行部の側の負担や対応方法などを考慮する必要がある。

また、国会の質問主意書に関する制度のように、議会が承認した場合や議長が認めた場合には、情報提供や書面による知事等の意見の開陳を求める制度を設けるべきである。

議会機能強化の取組の一つとして、本会議での質問等の機会にとらわれずに常に質問することのできる仕組みとして、文書質問制度の創設を提案する。

会派の所属議員が 6 人以上いないと全常任委委員会に所属することはできず、少数会派にとって傍聴等の機会も限られており、質問や情報入手の機会が限られる。

#### < 結論 >

知事等に対する文書による質問制度を新たに設けることとし、具体的な取扱いについては別途協議する。

知事等に対する文書による資料提出の要求については、議会基本条例には規定しない。

#### 【追加条文案】

(文書による質問)

第 条 議員は、議長を経由して知事等に対し文書質問を行うことができる。

2 前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

章の位置づけは「知事等との関係」や「議会の機能の強化」が考えられる。

#### 【検討事項・案】

以下の事項について検討された結果を、後ほど申合せ事項案として作成。

1 文書質問ができる期間

定例会年 4 回制時における閉会期間とする

表現については要検討

2 文書質問ができる回数

議員一人当たり、定例会年 4 回制時における閉会期間につき 1 件まで

3 質問書を提出できる期限

議会運営委員会において検討してもらう

4 質問書の提出先

議長

5 提出された質問書を決定する方法

議長は、議会運営委員会に諮り決定する(閉会期間中については、持ち回り等により対応することも含める)

6 答弁書の提出期日

	質問書を知事等へ送付する際、答弁書の提出期限を設ける
7	知事等の回答義務 知事等に質問書に対する答弁書の提出を義務づける
8	質問書及び答弁書の各議員への配付 提出された質問書及び回答された答弁書については、各議員へ配付する
9	会議録の作成 本会議の会議録として作成する
10	県議会ホームページへの掲載 質問書及び答弁書については、県議会ホームページに掲載する

<会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議での検討状況>

・意見なし

<有識者意見>

・まったく制約がなければ、乱用、乱発が問題としてあり得るので、一定の議会の機関意思に基づくコントロールが必要になる。

<主な意見>

・少数会派は、多数会派に比べると発言機会が制限され、公式な見解を得るため、また議事録を残すための手段が必要と感じたことがある。

・県民からさまざまな意見を聴いて、それを執行部に対して質す、確認する場として代表質問や一般質問、委員会等があるが、即時的な問題があるため、文書質問制度は大きな意味を成す。

・特定の一部の主観によって文書質問制度が使われることが懸念されるのであれば、ある程度それを止められる担保も合わせないといけない。

・執行部に応答義務を課すものではないということで、百条調査権とは別と整理してはどうか。

・応答義務ではないが、努力規定にしてはどうか。

<運用ルールに係る主な意見>

・議長の承認及び持ち回りによる議会運営委員会の決定により提出できるようにする。

・議場での議論の妨げとならないよう、閉会中（採決から次の上程までの間）における質問の機会とする。

### 33 住民投票（規定なし）

<課題提起>

議会の議決権限に属する重要な政策課題について、議会が住民投票を実施し、その結果に基づく政策決定、又はその結果を尊重する政策決定をする制度を導入すべきである。

< 結論 >

住民投票制度については、今後の検討課題とし、議会基本条例には規定しない。

< 有識者意見 >

- ・ 諮問的住民投票について、議会が住民に意思を問うときの一つのメニューとして持っていることを条例に規定するという選択もあり得る。
- ・ 議会が県民の意向を確認していくという姿勢を謳っておくことの意味は大きい。

< 主な意見 >

- ・ 特になし

検討経過

月 日	内 容
平成 23 年 6 月 14 日	議会改革推進会議役員会 ・ 4 年を経過した議会基本条例の検証検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定
6 月 24 日	議会改革推進会議役員会 ・ 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を設置
7 月 15 日	第 1 回プロジェクト会議 ・ 座長及び副座長について ・ 今後の進め方等について
9 月 6 日	第 2 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について
9 月 30 日	第 3 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について (34 項目のうち 9 項目を優先して検討することを整理)
10 月 31 日	第 4 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について ( 最高法規性 議決責任 政策形成 )
11 月 25 日	第 5 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について ( 議会及び知事の関係 反問権 (質問趣旨確認)
12 月 20 日	第 6 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について ( 附属機関・調査機関・検討会等 議員定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等 )
平成 24 年 1 月 17 日	第 7 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について ( 文書質問権 (資料要求) 住民投票 )
2 月 13 日	第 8 回プロジェクト会議 ・ 議会基本条例に関する学識経験者の意見聴取 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について (優先検討項目 ~ )
3 月 16 日	第 9 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について (優先検討項目 ~ 、他項目)

今後の予定

月 日	内 容
平成 24 年 4 月 12 日	第 10 回プロジェクト会議 ・ 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について（他項目）
5 月	第 11 回プロジェクト会議 ・ 条例改正案の作成 執行部からの意見聴取（知事との協議） 必要に応じ 議会改革推進会議役員会 ・ 条例改正案の報告 パブリックコメント
6 月	第 12 回プロジェクト会議 ・ 県民意見等を踏まえた条例案の検討 議会改革推進会議役員会・総会 代表者会議、議会運営委員会 本会議

委員名簿

	名 前	会派名
座 長	竹上 真人 議員	自民みらい
副座長	稲垣 昭義 議員	新政みえ
	日沖 正信 議員	新政みえ
	後藤 健一 議員	新政みえ
	藤根 正典 議員	新政みえ
	西場 信行 議員	自民みらい
	中嶋 年規 議員	自民みらい
	中村欣一郎 議員	自民みらい
	中川 康洋 議員	公明党